

沿革

日本獣醫協會 創立までの経緯

—明治18年～昭和23年の活動

1 獣医師制度の歴史の幕開け

我が国の獣医師制度の歴史は、明治18（1885）年8月22日の獣医免許規則（太政官布告第28号）公布に端を発する。これを機に、無免許状態にあった家畜診療業務は免許を取得した者だけが行えることとなった。

同年、今日の「日本獣医師会」の前身となる「大日本獣醫會」が組織されたが、任意団体で基盤が弱く、十分な実効は上げられなかった。

大日本獣医会は明治20（1887）年に「中央獣醫會」に改称し、明治末頃には獣医師法の制定運動が活動の中心となった。熱心な建議陳情が実り、大正15（1926）年4月に獣医師法（旧法）が制定されたことで、畜産獣医界の宿願であった獣医師の社会的職権が法の下に確立し、獣医師会の設立も公認されることとなった。

昭和2（1927）年4月に獣医師会令（勅令第75号）が公布され、翌年5月20日、1道3府42県の会員賛同の下、「日本獣醫師會」設立総会が開催された。内村兵蔵氏が議長を務め、定款その他必要な事項が議決され、設立申請が行われた。同年10月20日、主務省の設立認可が下り、昭和4（1929）年2月に第1回定時総会を開催、初代会長に内村兵蔵氏が選任された。

この後20年間活動を展開した日本獣医師会は、第2次世界大戦敗戦後のGHQの占領政策で転換期を迎える。特殊法人かつ勅令団体であった日本獣医師会は、GHQの指令に基づく勅令団体廃止の法律により昭和23（1948）年7月10日、解散となった。

2 新生「日本獣醫協會」の誕生

旧日本獣医師会解散前から、関係者の間では新たな民主的獣医師会設立をめざす気運があった。昭和22（1947）年12月12日の日本獣医師会役員会の後、採り上げられた新獣医師会の設立要綱の参考案には全国の獣医師会から忌憚のない意見が届き、設立準備委員会が設置される運びとなった。

一方、獣医事の発展をめざし昭和22（1947）年7月に設立した「日本獣醫事協會」は獣医事審議会を設け、政府の諮問に意見を具申してきた。折しも獣医師法改正を答申する機会に際したことから、同会も新しい獣医師会設立をめざす設立準備委員会を立ち上げた。そして設立準備委員会の事務は、日本獣医師会で取り扱うことが決定した。

こうした時代の趨勢の中、日本獣医師会は昭和23（1948）年3月25日の第19回定時総会後になされた世話人からの提議の結果、広く各方面から委員を加えた総勢60名の設立準備委員会設立を決定した。同時に、在京の準備委員有志による協議・検討、学識経験者側の準備委員と在京及び近隣の準備委員による会合がもたれ、新獣医師会の性格づけやその他の検討が行われた。

その間に「獣医師は各関係方面が大同団結し、協力しながら総力を結集していく体制にならねばならない」という意見が大勢を占めるようになり、日本獣医事協会でも「この際、新獣医師会の傘下に入るべきであり、獣医学会もまた同様である」という意見が総意として集約されるようになった。

昭和23（1948）年6月19日、全国から準備委員が集まり新法人設立準備委員会を開催。定款や設立要綱について討議した結果、この問題は実行委員会に委任されることになった。これを受けて翌20日、実行委員は各地域と学識経験者から20名を選出して協議会を行い、団体の名称や主要事



昭和25年、戦後初の全国獣医師大会が大阪で開催される



昭和53年、新青山ビルディング（新獣医師会館）の竣工式

業、会員の資格範囲等、運営の基礎について協議。細部は在京実行委員と世話人に一任すると決定し、6月30日、7月14日、20日、22日、24日に開催された在京委員会で協議が重ねられた。

並行して日本獣医事協会幹部との話し合いや日本獣医学会との折衝がなされ、趣意書、学会の一章を盛った社団法人日本獣医協会定款、事業計画、収支予算、その他の準備が進められた。8月9日、在京委員会での協議を経て、翌10日午前に設立準備委員会が開かれ、最終決定を見て、同日午後、発起人会に続き設立総会が盛況裡に開催された。

以上の経緯を経て、同年11月9日、公益法人「社団法人日本獣医協会」が認可され、初代会長に島村虎猪氏（当時・東京帝国大学名誉教授）が就任した。旧日本獣医師会の解散から4カ月足らずで、新たな船出となった。

国内外に活動の基盤を築く

—昭和20～30年代の活動

昭和24（1949）年6月、新獣医師法が制定された。その後、日本獣医協会は、昭和25（1950）年3月に戦後初となる全国獣医師大会を大阪・中之島公会堂で開催した。2,000余人の会員が参加し、GHQ関係獣医官も15名余りが臨席。講演会やデモンストレーションなどが行われ、獣医業の新時代の到来を内外に印象づける記念すべき大会となった。

昭和26（1951）年2月、日本獣医協会は第3回臨時総会で定款改正を行い、名称を「社団法人日本獣医師会」と改めることを議決、同月26日に名称変更が認可された。

昭和28（1953）年には世界獣医師会（WVA）に加入。日本委員会が設置されることとなり、世

界につながる獣医師会としての基盤を築いた。

昭和30（1955）年1月には東京・港区に獣医師会館が竣工し、落成式が挙行されるなど、活動拠点の整備も進んだ。

獣医師免許制度75周年にあたる昭和35（1960）年には、各地で記念獣医師大会が催された。11月4日には赤坂プリンスホテルで記念式典が行われ、功労者表彰及び祝宴が挙行された。日本獣医協会発足当初は6,000名ほどだった会員数は、昭和38（1963）年には1万2,000名に倍増し、日本獣医界最大の職域団体へ成長した。

組織と活動の拡充が進む

—昭和40年～昭和末年の活動

1 獣医学教育の充実へ

昭和46（1971）年、日本学術会議は内閣総理大臣に獣医学教育の修業年限延長を勧告し、昭和53年度から暫定措置として、修士課程活用による修業年限延長に踏み切ることになった。

その後、昭和58（1983）年第98回国会で学校教育法の一部を改正する法案が審議された結果、同法案は全会一致で原案どおり可決され、学校教育法第55条において獣医学を履修する課程については修業年限6年と改められた。

2 日本獣医師会の新会館竣工

本会は、昭和53（1978）年10月に竣工した新青山ビルディングの一部を区分所有し、ここに会館を移転。同年、日本獣医師会創立30周年記念式典と併せ、新会館竣工記念式典を挙行了した。

3 第25回世界獣医学大会（WVC）の誘致活動

昭和62（1987）年8月に開かれた第23回世界獣医学大会（カナダ・モントリオール）で、日本獣医師会は第25回大会の開催地に立候補を宣言、WVC招致準備委員会を設置して対応を開始した。第25回世界獣医学大会は、平成7（1995）年9月に横浜で開催されることとなった（後述）。

多様化するニーズに応える —昭和から平成の活動

1 獣医師法改正

社会・経済の変化に伴い、獣医師の活動分野は昭和24（1949）年の獣医師法制定時と比べ様変わりした。動物の健康維持・保護、畜産の健全なる発展、安全な畜産物の供給、人畜共通感染症の予防、食品衛生の確保、各種試験研究の推進、動物愛護思想の普及・啓蒙等に携わる獣医師の社会的責任はより大きくなり、もつべき知識・技術も高度で専門的なものが要求されるようになってきた。

農林水産省は、昭和59（1984）年12月に設置した「家畜衛生問題（獣医事関係）検討会」で獣医事諸般の課題を検討し、獣医師が多様化・高度化した社会の要請に応えうる基盤を整備すること



昭和60年、獣医師制度100周年記念式典が開催された

とした。

獣医師法の改正等については、本会も長年にわたり検討を重ね、農林水産省と密に連絡、協議しながら積極的に取り組んできた。その結果、平成4（1992）年5月20日、獣医師法一部改正及び獣医療法（新法）の制定を実現できた。

2 定款及び定款施行細則の一部改正

本会は、平成4（1992）年第2回理事会で、定款（昭和23年11月9日認可）及び定款施行細則（昭和49年3月20日承認）の全面的な見直しを決め、組織財政調査会及びその作業部会として設置した定款改正検討委員会で公益法人へ移行するための検討を行った。

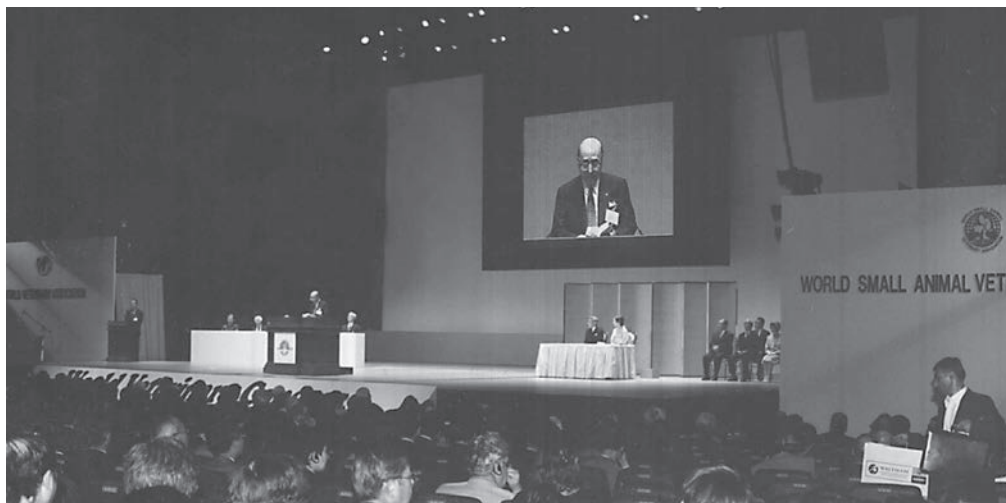
約1年半にわたる検討を経て、平成6（1994）年5月20日、農林水産省指令6畜B第670号により定款の一部変更が認可された。また、定款施行細則の全部改正は、平成6（1994）年3月24日、第49回通常総会で可決、承認された。

3 阪神・淡路大震災での対応

平成7（1995）年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、とくに神戸市は壊滅的被害を受けた。

本会は、震災発生間もない1月20日に「阪神大震災支援対策本部」（本部長：杉山文男会長）を設置、被災獣医師会員の救済及び被災動物の救護活動の支援に乗り出した。翌21日には兵庫県獣医師会、神戸市獣医師会及び日本動物福祉協会阪神支部を構成団体とする「兵庫県南部地震動物救援本部」を設立した。三田市と神戸市に動物救援センターを建設して、被災動物の救護・収容活動を開始した。

このボランティア活動は、平成8（1996）年5月29日に神戸のセンターが閉鎖されるまでの1年4カ月にわたり続けられた。



平成7年、世界獣医学大会が天皇后両陛下のご臨席の下、横浜で開催された

4 世界獣医学大会（横浜）の開催

平成3（1991）年、第24回世界獣医学大会（ブラジル・リオデジャネイロ）中に開催された世界獣医師会（WVA）総会最終日に、次期大会開催地の投票があり、日本が圧倒的多数で選出された。

世界獣医学大会（横浜）は、平成7（1995）年9月3日～9日の7日間、日本学術会議、日本獣医師会及び日本小動物獣医師会の3者の共同主催により、世界獣医師会（WVA）第25回世界大会、世界小動物獣医師会（WSAVA）第20回世界大会と合同で開催された（会場：横浜国際平和会議場（パシフィコ横浜）、後援：農林水産省、厚生省、神奈川県、横浜市、川崎市、特別協賛：日本中央競馬会）。一般獣医師会員のほか、学生、動物看護師等を含め、世界86カ国から1万1,654名（国外1,928名、国内9,726名）が一堂に会した。

開会式には天皇后両陛下のご臨席を賜り、郵政省からは本大会の特別記念切手が発行された。参加国数及び参加者数が過去最大となり、国内・外の多方面から高い評価と賞賛を集めた。また、アジア地域初開催であったことから、アジア獣医師会連合（FAVA）第9回大会も併せて開催するなど、アジア地域への国際貢献にも配慮した大会となった。学術プログラムはWVAプログラム計932演題、WSAVAプログラム計210演題の発表が行われたほか、約200ブース、約100社の展示が学術発表の一環として行われるなど、学術的充実度の高さも広く内外に印象づける大会となった。

5 医師倫理の見直しが進む

昭和24（1949）年制定の獣医師倫理綱領は、現状に合致していない部分もあり、検討を求める声も多かった。平成6（1994）年から同倫理綱領の見直しに着手し、獣医師道委員会の小委員会を中心に検討が行われた。その結果をふまえ、平成7（1995）年6月27日の第52回通常総会で、「獣医師の誓い—95年宣言」が採択された。

さらに翌年、診療獣医師の倫理に関わる基本的事項として「動物医療の基本姿勢」を策定。6月4日、平成8年度第1回理事会で承認された。

21世紀の 日本獣医師会の活動

—平成10年代の活動

1 より高い責務に応えるために

社会の変化により、人と動物の結びつきは従来以上に多様かつ密になった。たとえば犬・猫などは「コンパニオン・アニマル」（伴侶動物）に位置づけられ、人と同様、高度な医療サービスが求められるようになった。また、動物を活用した医療支援（アニマル・アシステッド・セラピー）や、身体障害者補助犬等の動物の社会参加活動（アニマル・アシステッド・アクティビティ）も注目され、人と動物の共生志向は高まる一方となった。

他方、O-157等を原因とする新たな疾病の発



平成19年に開催された「2007動物感謝デー」

生、家畜には口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど海外の動物の感染症侵入の危険性が高まり、動物と人との共生が進む中、共通感染症対策も課題となった。また、BSE発生を機に食品の安全性確保への関わりも求められ、獣医師の社会的責務は年々重みを増してきた。

一方、平成10（1998）年には獣医療過誤や過剰診療、高額診療料金等に起因する問題がマスコミで多数報じられた。獣医師道委員会ではこれらの問題を審議し、平成11（1999）年9月、銀座・東急ホテルでインフォームド・コンセント徹底等について記者発表を行い、獣医師と飼い主とのコミュニケーションを深める活動を進めた。

また、獣医師が社会的要請に応じて動物医療の質の向上を確保していくためには、国民に獣医師の職務等に関する周知を行うことは欠かせないと考え、動物関連団体・企業の支援協力の下、平成19（2007）年10月7日に市民参加型イベント「2007動物感謝デーin Tokyo “World Veterinary Day”」（東京都庁前・都民広場）を実施した。このイベントは、世界獣医師会が提唱する国際的イベント“World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものであった。

2 獣医学教育の改善への取り組み

獣医学教育は昭和59年度に学部6年制教育となったが、北海道大学を除く国立獣医学系大学では農学部の一学科として位置づけられ、欧米諸国に比し小規模で、高度な獣医学教育に必要な教官数、施設・設備が十分とはいえない状況にあった。

平成元（1989）年11月の全国獣医師大会で、国立大学獣医学科の再編整備が要望事項として決議されたのを受け、本会は文部省等関係各所に要請を続けたが、各大学の諸事情で進展はしなかった。

平成10（1998）年、大学関係者が獣医学教育の国際水準への強化・充実等を唱え、整備の気運が再び高まった。東日本4大学（帯広畜産・岩手・東京農工・岐阜大学）の獣医学科は東北大学獣医学部、西日本4大学（鳥取・山口・宮崎・鹿児島大学）の獣医学科を九州大学獣医学部に再編統合するという案が俎上にのった。

この流れを受け、日本獣医師会を中心に獣医学教育関係者連絡会議が組織され、関係各界の有識者で構成された「獣医学教育のあり方に関する懇談会」を設置。獣医学教育充実に関して諮問したのは、翌平成12（2000）年8月であった。

平成13（2001）年2月の答申では、社会の要請に応えうる獣医師養成には、教育組織を学科規模ではなく学部規模に拡充し、最低限、獣医師国家試験出題科目を十分に教授できる講座数（教授数）を確保することなどを不可欠とし、以後、本会は同答申の趣旨を踏まえて要請を続けた。平成17（2005）年には、学術・教育・研究委員会を中心に外部評価システムのあり方を検討するとともに、大学が教育改善に取り組む際の指標を「標準的カリキュラム」としてまとめるなど、再編整備による真の学部体制確立の取り組みを続けた。

3 獣医学の研鑽を目指した取組み

平成4（1992）年5月に一部改正された獣医師法第16条の2に「診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も、（略）臨床研修を行うよう努めるものとする」とある。また、平成9（1997）年に一部改正された家畜伝染病予防法では、新たな伝染病や未知の疾病に遭遇したときの届け出が獣医師に義務づけられた。

獣医師が高度で的確な診断技術で対応するよう求められている状況をふまえ、本会は全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成9年度から3年計画「新疾病等防疫体制強化事業」を実施した。

この事業の一環として、卒後研修生涯教育のあり方に関する調査・検討事業が行われ、その成果は平成12（2000）年3月、卒後臨床教育（インターン制）、継続教育（ポイント制）、専門医養成教育（レジデント制）を三本柱とする「獣医師生涯教育に関する基本構想」にまとめられた。

以降、「獣医師専門医機構設立準備協議会」の立ち上げ、専門医制度に係る規則、認定試験、受験規約、専門医認定基準等の考え方等も検討した。

また、平成18（2006）年3月には、初の日本獣医師会・日本獣医学会連携大会を開催した。本大会の開会式には秋篠宮殿下のご臨席を賜り、お言葉を頂戴するとともに、記念講演「家畜化の考え方—鶏の事例から—」をご講演いただいた。

4 動物愛護福祉対策への取組み

平成11（1999）年11月、学校や家庭で小動物の虐待や遺棄が多発し社会問題化したことなどを背景に、「動物の保護及び管理に関する法律」（動管法）が一部改正された。昭和48（1973）年制定以来26年ぶりの改正で、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）と改称された。この法には、本会が平成10（1998）年7月に設置した



平成18年、連携大会が秋篠宮殿下ご臨席の下、つくば市で開催された

「動物福祉の増進に関する検討会」で検討し、各機関に要請した内容の大半が反映された。

また、本会は、動物愛護法の施行とリンクさせる形で2つの動物愛護対策に取り組んだ。

1つが生体埋込型のマイクロチップ（MC）による動物個体識別であった。所有者責任を明確にすることと、災害時の動物救護の観点から、平成10（1998）年以降、MCを活用した動物の個体識別技術の導入の取組みを加速させた。

平成14（2002）年12月、MCを利用した動物個体識別事業の推進母体として動物ID普及推進会議（AIPO）を設立した。AIPOは動物愛護4団体と本会で構成され、MCを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及する事業を推進してきた。以後も、全国の自治体でリーダーの設置、MC読み取り体制の整備が進められてきた。

もう1つは、学校飼育動物を介した情操教育の実現であった。平成10（1998）年4月、この時期に頻発した少年犯罪の急増と凶悪化、低年齢化を背景に、初等教育における動物を活用した情操教育（心の健康教育）の必要性を唱え、学校飼育動物活動の提言を文部省に行った。

提言を受けた文部省は、平成10（1998）年12月改訂「小学校学習指導要領」（平成14年度から実施）に合わせ、平成11（1999）年5月発行の「小学校学習指導要領解説・生活編」に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」と明記したことで、地方獣医師会の活動に弾みがついた。

その後、平成12（2000）年2月、本会は、学校で飼育される動物の保健衛生指導を担う獣医師が、学校からの飼育相談や診療依頼に対応できるよう「学校飼育動物診療ハンドブック」を作成、

全国の診療獣医師に配布した。

平成14(2002)年3月には、「学校飼育動物保健衛生マニュアル」(平成17年3月改訂)を作成、地方獣医師会、全国の家畜保健衛生所に配布した。特にマニュアルは、平成16(2004)年の高病原性鳥インフルエンザ発生の際に有効活用が図られた。平成15年9月には学校飼育動物委員会を設置、学校飼育動物活動の現状と課題を整理し、事業推進のための指針策定に取り組んだ。

以来、全国の小学校に「学校獣医師」を必置する法整備や、教育委員会から地方獣医師会に対する「学校飼育動物獣医師巡回指導委託事業」の創設などを文部科学省に要請し、学校飼育動物活動の全国的な普及・定着への努力を続けてきた。

5 家畜伝染病等への対応

平成10(1998)年、前述の新疾病等防疫体制強化事業の一環として、家畜伝染病予防法の一部改正で新たに対象動物となった中小家畜の防疫技術研修を全国で開催したほか、獣医師の疾病届け出義務の円滑化を図るため、電子システムの開発と獣医師届け出マニュアルの作成等に努めた。

また、本事業と同様、全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成12年度から3年間計画で「監視伝染病等防疫体制支援事業」を実施、監視伝染病の発見・診断の迅速化及び初動防疫措置等の防疫体制の整備、充実を図る施策を展開した。

そのような中、平成12(2000)年3月に宮崎県下で我が国92年ぶりとなる口蹄疫が発生し、地方獣医師会を通じ直ちに関係者への周知徹底を図った。

翌平成13(2001)年9月には千葉県下で我が国初の牛海綿状脳症(BSE)の発生例が報告され、畜産業界は震撼し、畜産物への消費者の不安が高まった。BSEの発生を受け、本会は平成13(2001)年10月に「BSE緊急会長提言」をまとめ、地方

獣医師会や関係各方面に配布するとともに、BSE緊急対策会議を設置して対策や支援体制等を協議した。日本食肉消費総合センターの助成でBSE関連知識普及事業を実施したほか、翌年には農畜産振興事業団の助成により、国産牛肉等需要回復総合対策事業を展開した。

平成13(2001)年9月、自由民主党あてBSE対策徹底についての意見書を提出し、同年10月には全国公衆衛生獣医師協議会及び全国家畜衛生職員会に、BSE緊急防疫・衛生対策実施にあたり食肉衛生検査所と家畜保健衛生所の連携強化について関係獣医師への指導を要請する一方、同年12月、牛海綿状脳症の呼称を狂牛病からBSEに改めるよう報道各社等に要請した。以降、平成14(2002)、平成15(2003)年にも、農林水産省及び厚生労働省あてBSE対策の徹底について要請した。

これに対し、国は食肉衛生検査所におけるBSE全頭検査と特定危険部位の除去・焼却処置を基本とする安全確保体制を構築することとなった。

その後、平成16(2004)年1月、我が国79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが山口県で発生した。本病発生当初、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害が生じ、鶏卵・鶏肉の消費低迷や、飼育鳥の遺棄という事態が起きたため、平成16(2004)年2月、学校飼育動物への波及を危惧した本会は「緊急提言：学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策」を作成した。教育関係機関等へ感染に対する科学的な根拠に基づく正確な情報を提供した。

本病は平成17(2005)年6月～12月にかけて茨城県を中心に発生したほか、海外の発生状況等を踏まえ、引き続き情報収集、提供に努めた。

この間、BSE発生を契機に、国民の食の安全への意識が高まり、平成15(2003)年に食品安全

基本法が施行された。さらに内閣府に科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う食品安全の行政機関「食品安全委員会」が設置され、日本大学・見上彪教授が獣医師として委員に選任された。以降「食の安全・安心の確保」のため、生産・流通・消費の各段階で対策が展開された。

本会ではその一環として全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成15年度から4年間計画で「獣医師育成研修等強化対策事業」を実施した。

平成15年度は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく24月齢以上の死亡牛の獣医師の検案等を実施し、平成16年度は、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成14年公表）による「生産衛生管理体制整備事業」の全国展開を受け、HACCP手法研修用教材を家畜別に作成、獣医師へ最新の飼養管理技術情報の普及・定着を図った。

さらに、平成18（2006）年5月には食品衛生法に基づき農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留を規制するポジティブリスト制度が施行され、獣医師から農家への動物用医薬品等の適正使用の指導等が一層求められることとなった。

本会では、平成13（2001）年から、産業動物委員会で、動物用医薬品指示書を必要とする要指示医薬品の適正な流通、使用のあり方について検討してきた。本会は、農林水産省との協議を経て、平成15（2003）年5月に要指示医薬品の適正流通等の確保について農林水産省へ要請した。

これに対し農林水産省では、「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」を一部改正。本会は指示書の様式を4枚複写式とする等整備を図った。

これについては平成19（2007）年1月「動物用医薬品指示書交付の手引き」を策定、配布し、関係者への周知、徹底に努めた。

以降、獣医師育成研修等強化推進事業の一環と

して、動物用医薬品安全指導講習会や共通感染症講習会の開催、日本動物用医薬品協会の委託によるポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会等を実施。畜産をめぐる食の安全・安心の確保を責務とする獣医師がよりいっそう国民の期待に応えられるような研鑽の場の提供に努めた。

6 定款の一部変更

平成11（1999）年6月の第56回通常総会で、平成6（1994）年以来となる定款の一部変更が可決・承認された。組織のスリム化と経費節減をめざし理事定数が「19人以上26人以内」から「17人以上21人以内」へ、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき役員の任期が「3年」から「2年」に改められた。

平成14（2002）年2月から、組織財政委員会では会長からの諮問事項である事業活動の当面の課題、財政面での問題等の検討を行い、平成15（2003）年1月答申を提出した。その中で「地方獣医師会を会員とする団体会員制の基本的な枠組みは維持しつつ、構成獣医師の意見が日本獣医師会の事業運営により反映しうるような組織のあり方を検討する必要がある」とされ、本件は理事会、全国獣医師会会長会議の協議を経て、第60回通常総会で平成15年度事業計画（案）として承認された。

以後、構成獣医師の職域活動に関わる部会組織のあり方として、地方獣医師会、職域関係委員会、職域関係団体と協議するとともに、理事会、全国獣医師会会長会議で検討を重ね、平成16（2004）年第61回通常総会で本会の事業運営機関として職域別部会組織の発足が承認され、定款及び定款施行細則の改正をもって平成17（2005）年4月1日から施行された。

産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家

畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会からなる職域別部会は、部会委員会で構成され、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、会長が各職域理事推薦母体から提出された推薦候補者及び学識経験者の中から、検討テーマにふさわしい人材を委員会ごとに選考の上、委嘱し、各部会の委員会として発足させた。

平成17年度発足の部会委員会では、2年間各テーマを協議検討し、その結果を報告書にまとめて各部長が理事会で報告した。報告内容は、理事会で協議の上、本会及び地方獣医師会の事務事業活動に反映させるとともに、マスメディア等を通じて提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係諸機関へ要請活動を行った。

7 情報化への取組み

平成11(1999)年3月31日、本会は地方獣医師会との情報交換の円滑化、会員獣医師への情報提供及び一般社会への広報等のサービス向上を目的にホームページ(HP)を開設した。全国競馬・畜産振興会の補助を受け中央畜産会が実施する「情報提供拠点整備支援事業」の助成で機材を整備し、本会の情報高度化検討委員会がコンテンツを作成したものであった。

平成16(2004)年4月には、一般公開するHPに加え、パスワードによるアクセス制限を設けた会員・構成獣医師専用サイトを開設。同年5月には、「日本獣医師会メールマガジン」(メルマ日獣)の発行を開始した。

8 狂犬病予防対策の推進

平成11(1999)年、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(法律第87号)」が公布され、これまで都道府県が処理していた犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交

付事務等が平成12(2000)年4月から市町村へ委譲されることとなった。

本会は、平成11(1999)年8月に地方獣医師会へ、現行の集合注射方式の維持等、狂犬病予防注射事業を円滑に推進するための基本的な考え方を通知した。

次いで、平成13(2001)年8月に自由民主党あて事務移管後の狂犬病予防注射事業に対する国からの積極的な支援等を要請した。

以降、平成14(2002)年4月に厚生労働省あて犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底等を要請。同省はこれを受け「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」とし、「狂犬病予防法に基づく犬の登録の徹底を図るための業務実施要領」を取りまとめ、各自治体の衛生関係部局に通知した。

さらに平成15(2003)年以降、同省あて同通知に基づき都道府県が代表して市町村事務を含めた狂犬病予防業務の調整を図るとともに、獣医師会との連携推進、自治体への指導強化、狂犬病発生時の初動防疫体制の点検整備等を要請してきた。

なお、獣医師会の狂犬病予防注射事業の取組みは、平成14年度第1回地区獣医師会連合会会長会議で、本会が取りまとめた「狂犬病予防注射事業の対応等について」を協議の上、同対応の趣旨に沿って各地方獣医師会の実情に即した対応を図られるよう通知し、これを対応の基本方針とした。

平成18(2006)年、狂犬病最終発生から50年が経過し、狂犬病に対する一般の関心が薄れつつある中で、中国では狂犬病の発生が増加し、同年11月、フィリピンからの帰国者2名が帰国後発症、死亡した事例が報告され、不安が広がった。一方、厚生労働省では、狂犬病予防法に規定する鑑札と狂犬病予防注射済票の様式自由化を目的とする省令改正に関するパブリックコメントが実施された。

これらを受けて本会は、省令改正は狂犬病対策の形骸化につながるとして反対を表明。また、平成18年において地域における狂犬病予防対策の確実な普及と推進の方策として、自治体と獣医師会のネットワークの整備及び犬の所有者への普及啓発の推進等を要請した。パブリックコメントに対しては、本省令改正は接種率向上に結び付かず、狂犬病行政に混乱を示唆する旨の意見を提出した。

マスメディア対応としては、本会HPを通じて狂犬病及びその対策に関する本会の考えを一般の方へアピールするとともに、平成19（2007）年2月の新聞（全国紙）紙上に「狂犬病対策を忘れてはいませんか」と題した、本会会長から狂犬病予防の重要性を訴える意見広告の掲載等を実施した。

さらに、獣医師向けの狂犬病に対する知識・技術の向上対策として、平成18（2006）年11月、関係団体と「家畜衛生フォーラム2006—狂犬病の侵入をいかに防ぐか—」を共催した。

次いで平成19（2007）年2月には日本獣医師会学会年次大会（さいたま）で、市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」を開催し、狂犬病対策の重要性を一般市民に普及・啓発した。

なお厚生労働省は、本会の要請活動等の働きかけに対し、平成19（2007）年3月、狂犬病対策の充実・強化についてを都道府県等に通知し、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策の中で、法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割について明確化が図られるとともに、地方獣医師会と地方行政の連携強化による地域ネットワークの整備を図る必要性が明文化された。登録事務は、行政の窓口及び集合注射会場における登録のほか、動物病院における事務の代行等についての検討が示唆されるなど、従来より一歩踏み込んだ対応が示された。

また本会が反対した鑑札と注射済票の様式の自由化については一定の基準を定めることとされた。

今後の狂犬病予防注射事業のあり方は、小動物臨床部会の小動物委員会で「狂犬病予防注射事業の整備の方向」が、公衆衛生部会の公衆衛生委員会で「狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射」が検討項目として挙げられ、協議された。

協議により狂犬病予防注射事業は、本会が平成8（1996）年に定めた「狂犬病予防注射ガイドライン」及び前記「狂犬病予防注射事業の対応等について」を基本に対応することとし、狂犬病の登録率及び予防注射率の向上のためには獣医師会と地域行政との密な連携の必要性が論じられた。

9 国際協力事業への取り組み

本会は、平成4年度から日本中央競馬会の交付金を財源とする全国競馬・畜産振興会の助成を受け、国際獣医師育成研修事業を実施した。アジア諸国の獣医師に対し、産業動物獣医学の先端技術を修得させることを目的とした11年計画（平成6年度に基金の追加を受けて平成14年度まで実施）の事業であった。アジア獣医師会連合加盟国等14カ国から選考された獣医師が、毎年日本に派遣され、全国獣医系5大学（北海道大学・東京大学・山口大学・酪農学園大学・麻布大学）で1年間研修を実施するほか、大学の夏季休暇中は国内の獣医関係機関で技術研修を行った。

本事業の研修修了者の総数は144名に上り、アジア諸国における獣医療技術の向上と、国際貢献に資する事業となった。